

令和3年度実施
大学機関別認証評価
評価報告書

九州工業大学

令和4年3月

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構

目次

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について	・ ・	i
I 認証評価結果	・ ・ ・ ・ ・	1
II 基準ごとの評価	・ ・ ・ ・ ・	2
領域1 教育研究上の基本組織に関する基準（1-1～1-3）	・ ・ ・ ・ ・	2
領域2 内部質保証に関する基準（2-1～2-5）	・ ・ ・ ・ ・	4
領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準（3-1～3-6）	・ ・ ・ ・	7
領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準（4-1～4-2）	・ ・ ・ ・ ・	10
領域5 学生の受入に関する基準（5-1～5-3）	・ ・ ・ ・ ・	12
領域6 教育課程と学習成果に関する基準（6-1～6-8）	・ ・ ・ ・ ・	14
付録1 認証評価共通基礎データ及び別紙一覧		
付録2 根拠資料一覧		
付録3 新型コロナウイルス感染拡大の状況における大学の対応について		
自己評価書		

1. 令和3年度に機構が実施した大学機関別認証評価について

1 評価の目的

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）が、大学からの求めに応じて実施する、大学の教育研究活動等の総合的な状況に関する評価（以下「大学機関別認証評価」という。）の目的は以下のとおりです。

- ・ 大学の教育研究活動等の質を保証すること。
- ・ 大学それぞれの目的を踏まえて教育研究活動等の質の向上及び改善を促進し、個性を伸長すること。
- ・ 大学の教育研究活動等の状況について、社会の理解と支持が得られるよう支援すること。

2 評価の実施体制

評価を実施するにあたっては、国・公・私立大学の関係者及び社会、経済、文化等各方面の有識者からなる大学機関別認証評価委員会（以下「評価委員会」という。）の下に、個別の大学の評価を実施するために、評価対象大学の状況に応じた評価部会等を編成し、評価を実施しました。

評価部会等には、対象大学の組織形態、教育研究内容等の状況に応じた各分野の専門家及び有識者を評価担当者として配置しました。

3 評価プロセスの概要

※ 評価は、おおむね以下のようなプロセスにより実施しました。

※ 令和3年度においては新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、教育現場の視察及び学習環境の状況調査を含めオンラインで実地調査を実施することとし、評価委員会において、通常実施している実地調査と同等の調査であることを確認しました。

(1) 大学における自己評価

各大学は、「自己評価実施要項」に従って、自己評価を実施し、自己評価書を作成しました。

(2) 機構における評価

- ① 大学評価基準に定められた基準ごとに、自己評価書の内容の分析及び必要な事項の確認（書面調査）並びに訪問による実地調査（訪問調査）を踏まえ、その基準を満たしているか否かの判断を行うとともに、その理由を明示しました。
- ② 教育課程と学習成果に関する基準については、各教育課程の状況を踏まえて各学部・研究科等としての教育研究活動等の状況について分析し、それぞれの基準を満たしているか否かを判断しました。
- ③ 「改善を要する点」が認められた基準については満たしていないものと判断しました。
- ④ すべての基準を満たしている場合、大学評価基準に適合していると判断しました。満たしていない基準があった場合、すべての基準に係る状況を総合的に勘案して、大学として相応しい教育研究活動等の質を確保している状況が確認できた場合には大学評価基準に適合していると判断しました。

- ⑤ 評価結果においては、大学評価基準に適合しているか否かの判断に併せて、「優れた点」を明示し、「改善を要する点」を指摘しました。重点評価項目として位置づける内部質保証が優れて機能していると判断した場合には特に高く評価しました。

4 評価方法

評価は、書面調査及び訪問調査により実施しました。書面調査は、「評価実施手引書」に基づき、各大学が作成した自己評価書（大学の自己評価で根拠として提出された資料・データ等を含む。）の分析、及び機構が独自に調査・収集した資料・データ等に基づいて実施しました。訪問調査は、「訪問調査実施要項」に基づき、書面調査では確認できなかった事項等を中心に調査を実施しました。

5 評価のスケジュール

- (1) 機構は、令和2年6月に、国・公・私立大学の関係者に対し、大学機関別認証評価の仕組み、方法等について説明会を実施するとともに、自己評価担当者等に対し、自己評価書の記載等について説明を行うなどの研修を実施しました。

令和3年度実施分については、音声付きスライドを使って説明会を実施するとともに同様の方法で自己評価担当者等に対し、自己評価書の記載等について説明を行い、かつ9月までに申請した大学の求めに応じて、個別の大学に対し大学の状況に即した自己評価書の作成について研修を実施しました。

- (2) 機構は、令和2年7月から9月にかけて申請を受け付け、最終的に以下の43大学の評価を実施しました。

○ 国立大学（43大学）

北海道大学、小樽商科大学、旭川医科大学、東北大学、福島大学、茨城大学、千葉大学、東京医科歯科大学、東京工業大学、東京海洋大学、電気通信大学、一橋大学、横浜国立大学、新潟大学、上越教育大学、山梨大学、静岡大学、浜松医科大学、名古屋大学、愛知教育大学、名古屋工業大学、三重大学、滋賀大学、京都工芸繊維大学、大阪大学、兵庫教育大学、神戸大学、奈良教育大学、鳥取大学、岡山大学、愛媛大学、高知大学、福岡教育大学、九州大学、九州工業大学、佐賀大学、長崎大学、熊本大学、大分大学、宮崎大学、鹿児島大学、鹿屋体育大学、奈良先端科学技術大学院大学

- (3) 機構は、令和3年6月に、評価担当者が共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務が遂行できるよう、大学評価の目的、内容及び方法等について評価担当者に対する研修を実施しました。

- (4) 機構は、令和3年6月末までに、対象大学から自己評価書の提出を受けました。

※ 自己評価書提出後の対象大学の評価は、次のとおり実施しました。

令和3年	
7月	書面調査の実施
8月	評価部会の開催（書面調査による分析結果の整理、訪問調査での確認事項及び訪問調査での役割分担の決定）
10月～12月	訪問調査の実施（書面調査では確認できなかった事項等を中心に対象大学の状況を調査）
12月～1月	評価部会の開催（評価結果（原案）の作成）

(5) 機構は、これらの調査結果を踏まえ、令和4年1月に評価委員会で評価結果（案）を決定しました。

(6) 機構は、対象大学に対して評価結果（案）に対する意見の申立ての機会を設け、令和4年3月の評価委員会での審議を経て最終的な評価結果を確定しました。

6 評価結果

令和3年度に認証評価を実施した43大学のすべてが、機構の定める大学評価基準に適合しているとの評価結果となりました。

7 評価結果の公表

評価結果は、対象大学及びその設置者に提供するとともに、文部科学大臣に報告します。また、対象大学ごとに「令和3年度実施大学機関別認証評価 評価報告書」として、ウェブサイト (<https://www.niad.ac.jp/>) への掲載等により、広く社会に公表します。

8 大学機関別認証評価委員会委員及び専門委員（令和4年3月現在）

(1) 大学機関別認証評価委員会

アリソン・ビール	オックスフォード大学日本事務所代表
及川良一	大学入試センター参与
片峰茂	長崎市立病院機構理事長
片山英治	野村證券株式会社主任研究員
川嶋太津夫	大阪大学高等教育・入試研究開発センター長
近藤倫明	北九州市立大学特任教授
里見進	日本学術振興会理事長
清水一彦	山梨大学理事・副学長
鈴木志津枝	兵庫医療大学副学長・看護学部教授
高島忠義	愛知県立大学名誉教授
高田邦昭	群馬県公立大学法人理事長
土屋俊	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
西尾章治郎	大阪大学総長
◎濱田純一	国土緑化推進機構理事長

- 日比谷 潤 子 学校法人聖心女子学院常務理事
- 前 田 早 苗 千葉大学教授
- 松 本 美 奈 Qラボ代表理事、ジャーナリスト、上智大学特任教授
- 山 内 進 松山大学教授
- 山 口 宏 樹 国立大学協会専務理事
- 山 本 健 慈 国立大学協会参与
- 吉 田 文 早稲田大学教授

※ ◎は委員長、○は副委員長

(2) 大学機関別認証評価委員会運営小委員会

- 片 峰 茂 長崎市立病院機構理事長
- 川 嶋 太津夫 大阪大学高等教育・入試研究開発センター長
- 清 水 一 彦 山梨大学理事・副学長
- 高 田 邦 昭 群馬県公立大学法人理事長
- ◎ 土 屋 俊 大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
- 光 田 好 孝 大学改革支援・学位授与機構教授
- 山 内 進 松山大学教授
- 山 口 宏 樹 国立大学協会専務理事

※ ◎は主査、○は副主査

(3) 大学機関別認証評価委員会評価部会

(第1部会)

- 阿波賀 邦 夫 名古屋大学教授
- 井 関 尚 一 公立小松大学教授
- 石 井 徹 哉 大学改革支援・学位授与機構教授
- 井 上 美沙子 大妻女子大学理事・名誉教授
- 岩 坂 直 人 東京海洋大学教授
- 大久保 功 子 東京医科歯科大学教授
- 小 内 透 札幌国際大学特任教授
- 片 山 英 治 野村證券株式会社主任研究員
- 岸 本 喜久雄 東京工業大学名誉教授
- 下 條 文 武 新潟薬科大学長
- 近 藤 倫 明 北九州市立大学特任教授
- 齋 藤 一 弥 筑波大学教授
- 佐 藤 信 行 中央大学教授
- 佐 藤 裕 之 弘前大学教授
- 下 田 憲 雄 大分大学学長特命補佐
- 生源寺 眞一 福島大学教授
- 白 石 小百合 横浜市立大学教授
- 高 倉 喜 信 京都大学副学長

竹内啓博	公認会計士、税理士
谷口功	国立高等専門学校機構理事長
土屋俊	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
寺澤良雄	公認会計士
徳久剛史	千葉大学名誉教授
戸田山和久	名古屋大学教授
西尾章治郎	大阪大学総長
西原達次	九州歯科大学理事長・学長
西村伸一	岡山大学教授
野口哲子	奈良先端科学技術大学院大学理事
長谷部勇一	横浜国立大学名誉教授
花泉修	群馬大学教授
光田好孝	大学改革支援・学位授与機構教授
三矢麻理子	公認会計士
◎山内進	松山大学教授
山岡洋	桜美林大学教授
山極壽一	人間文化研究機構総合地球環境学研究所所長
山口佳三	京都大学監事

(第2部会)

石井徹哉	大学改革支援・学位授与機構教授
市川元基	信州大学副学長
伊東幸宏	浜松地域イノベーション推進機構フロンバレーセンター長
岩渕明	岩手県工業技術センター顧問
大城肇	琉球大学特別顧問
片山英治	野村證券株式会社主任研究員
木部暢子	人間文化研究機構国立国語研究所特任教授
小山清人	山形大学名誉教授
清水美憲	筑波大学教授
鈴木志津枝	兵庫医療大学副学長・看護学部教授
○高島忠義	愛知県立大学名誉教授
◎高田邦昭	群馬県公立大学法人理事長
竹内啓博	公認会計士、税理士
田島節子	大阪大学名誉教授
土川覚	名古屋大学教授
土屋俊	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
寺澤良雄	公認会計士
野田泰子	自治医科大学教授
前田芳實	鹿児島大学名誉教授
三矢麻理子	公認会計士

湯川 嘉津美	上智大学教授
横田 光 広	宮崎大学教授
横山 清 子	名古屋市立大学副学長
米村 千 代	千葉大学教授

(第3部会)

浅田 尚 紀	奈良県立大学長
安倍 博	福井大学教授
石川 照 子	大妻女子大学教授
上江洲 一 也	北九州市立大学教授
◎片峰 茂	長崎市立病院機構理事長
片山 英 治	野村證券株式会社主任研究員
佐々木 徹 郎	愛知教育大学特別教授
佐藤 敬	青森中央学院大学長
塩田 浩 平	京都大学名誉教授、滋賀医科大学名誉教授
田邊 政 裕	千葉大学名誉教授
玉木 長 良	京都府立医科大学特任教授
土屋 俊	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
戸田山 和 久	名古屋大学教授
平塚 浩 士	群馬大学顧問
藤田 佐 和	高知県立大学教授
藤本 眞 一	大和橿原病院名誉院長
前田 健 康	新潟大学教授
三矢 麻理子	公認会計士
○山本 健 慈	国立大学協会参与
吉澤 結 子	秋田県立大学理事・副学長

(第4部会)

東 信 彦	大学入試センター監事
石田 朋 靖	高崎健康福祉大学副学長
鵜飼 裕 之	愛知東邦大学長
尾家 祐 二	九州工業大学長
大野 弘 幸	日本学術振興会学術システム研究センター所長
片山 英 治	野村證券株式会社主任研究員
佐藤 之 彦	千葉大学教授
竹内 俊 郎	東京海洋大学名誉教授
竹内 啓 博	公認会計士、税理士
棚橋 健 治	広島大学副学長
土屋 俊	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
○中島 恭 一	富山国際大学顧問

原 田 信 志	熊本大学名誉教授
深 見 公 雄	放送大学高知学習センター所長
松 原 仁	東京大学教授
光 田 好 孝	大学改革支援・学位授与機構教授
◎ 山 口 宏 樹	国立大学協会専務理事
横 矢 直 和	奈良先端科学技術大学院大学名誉教授

(第5部会)

明 石 要 一	千葉敬愛短期大学長
位 田 隆 一	滋賀大学長
○ 稲 垣 卓	福山市立大学名誉教授
岩 崎 久美子	放送大学教授
大 谷 順	熊本大学理事・副学長
片 山 英 治	野村證券株式会社主任研究員
加 藤 映 子	大阪女学院大学長
上 井 喜 彦	福島大学監事
後 藤 ひとみ	愛知教育大学特別教授
◎ 清 水 一 彦	山梨大学理事・副学長
下 田 憲 雄	大分大学学長特命補佐
蛇 穴 治 夫	北海道教育大学長
高 梨 泰 彦	京都産業大学教授
土 屋 俊	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
寺 澤 良 雄	公認会計士
長 尾 彰 夫	大阪教育大学名誉教授
山 下 一 夫	鳴門教育大学長

※ ◎は部会長、○は部会長代理

(4) 大学機関別認証評価委員会内部質保証専門部会

◎ 川 嶋 太津夫	大阪大学高等教育・入試研究開発センター長
浅 野 茂	山形大学教授
小 湊 卓 夫	九州大学准教授
渋 井 進	大学改革支援・学位授与機構教授
寫 田 敏 行	茨城大学教授
末 次 剛健志	有明工業高等専門学校総務課長
高 橋 哲 也	大阪府立大学副学長（統括）
土 屋 俊	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
新 田 早 苗	琉球大学後援財団常務理事
林 隆 之	政策研究大学院大学教授
前 田 早 苗	千葉大学教授

森 利 枝 大学改革支援・学位授与機構教授

※ ◎は部会長

2. 評価結果について

「Ⅰ 認証評価結果」

「Ⅰ 認証評価結果」では、評価対象大学がひとつの機関として機構の定める大学評価基準に適合しているか否かを判断し、その旨及び判断の理由を記述しています。加えて、重点評価項目として位置付ける基準2-3において、内部質保証が優れて機能していると判断した場合には、その旨及び判断の理由として、「内部質保証が優れて機能している点」を記述しています。

大学評価基準の判断については、基準1-1から基準6-8の27基準すべてを満たしている場合には、大学評価基準に適合しているとし、27基準のうち、満たしていないものがあつた場合には、すべての基準に係る状況を総合的に勘案して、大学として相応しい教育研究活動等の質を確保している状況を確認の上、満たしているか否かの判断をし、その旨及び「改善を要する点」を記述しています。

ただし、重点評価項目として位置付ける基準2-1又は基準2-2を満たしていない場合には、大学評価基準に適合していないと判断し、その旨及び「改善を要する点」を記述しています。

また、上記結果と併せて、対象大学の目的に照らして、「優れた点」についても、記述しています。

「Ⅱ 基準ごとの評価」

「Ⅱ 基準ごとの評価」では、基準1-1から基準6-8において、当該基準を満たしているか否かの「評価結果」、「評価結果の根拠・理由」を記述しています。なお、当該基準を満たしていない場合には、「改善を要する点」を記述しています。

「Ⅲ 意見の申立て及びその対応」

「Ⅲ 意見の申立て及びその対応」では、評価結果の確定前に対象大学に通知した評価結果（案）に対する意見の申立ての内容を転載するとともに、その対応を記述しています。なお、意見の申立てがない場合には、記載はありません。

※ 対象大学ごとの評価結果における用字用語の選択は、社会からの理解と支持が得られるよう支援する観点から、機構による評価結果における一貫性を重視して行っているため、大学固有の表現と一致しない場合があります。

I 認証評価結果

九州工業大学の教育研究等の総合的な状況は、大学改革支援・学位授与機構が定める大学評価基準に適合している。

【判断の理由】

大学評価基準を構成する 27 の基準をすべて満たしている。

また、優れた点として、次のことが挙げられる。

- 事務職員有志による「人事制度改革マラソン」を実施し、これにより、新たな評価基準に基づく「職能評価」や、組織横断型のプロジェクトチームにより全学的な課題解決と職員の成長を促す「ジョブチャレンジ」等の制度が導入されている。(基準3-4)

(第三者による評価結果の活用について)

基準6-1から6-8までの各基準に係る教育課程と学習成果の状況を分析するにあたり、各学部・研究科等について、国立大学法人等の第3期中期目標期間における教育研究の状況の評価(4年目終了時)の結果をもって各基準の自己評価に代えている。これらの評価結果について、認証評価委員会は、信頼できる第三者評価機関が領域6の各基準の内容を含めて評価したものであると認めている。

(新型コロナウイルス感染拡大の状況における大学の対応について)

令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、学年当初から通常とは異なる状況の中での教育活動が必要となったと推察される。大学に対してその状況について報告を求めたところ、付録3のとおり取り組んでいることを認めた。

II 基準ごとの評価

領域1 教育研究上の基本組織に関する基準

基準1-1 教育研究上の基本組織が、大学等の目的に照らして適切に構成されていること

【評価結果】 基準1-1を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

大学及びそれぞれの組織の目的を達成するために、以下の2学部、2学府及び1研究科を置いている。

[学士課程]

- ・工学部（6学科：建設社会工学科、機械知能工学科、宇宙システム工学科、電気電子工学科、応用化学科、マテリアル工学科）
- ・情報工学部（5学科：知能情報工学科、情報・通信工学科、知的システム工学科、物理情報工学科、生命化学情報工学科）

[大学院課程]

- ・工学府（博士前期課程1専攻：工学専攻、博士後期課程1専攻：工学専攻）
- ・情報工学府（博士前期課程3専攻：先端情報工学専攻、学際情報工学専攻、情報創成工学専攻、博士後期課程1専攻：情報工学専攻）
- ・生命体工学研究科（博士前期課程2専攻：生体機能応用工学専攻、人間知能システム工学専攻、博士後期課程1専攻：生命体工学専攻）

工学部は平成30年度に、新たな基幹産業である航空宇宙分野において宇宙システムに代表される複雑な工学システムの創生、研究開発、運用を担う人材を養成するために、宇宙システム工学科を設置している。

情報工学部は平成30年度に、社会のあらゆる分野で必要とされている情報技術や、新規開拓の応用分野に十分対応できる情報工学に関する広範な基礎的技術力と、それぞれの応用分野の要求に応えることができる専門知識と技術力を有した次世代スマート社会の基盤を支える人材を養成するために、既存の学科を5学科（知能情報工学科、情報・通信工学科、知的システム工学科、物理情報工学科、生命化学情報工学科）に再編している。

工学府博士前期課程は令和元年度に、学府共通教育の強化・再構築、副専門履修の必須化、他分野を含む指導教員体制の充実等を図るために、既存の5専攻を1専攻（工学専攻）に再編している。

基準1-2 教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること

【評価結果】 基準1-2を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

教員数は、認証評価共通基礎データ様式1のとおり、大学設置基準等各設置基準に定められた必

要教員数以上が配置されている。

教員の年齢及び性別の構成は、別紙様式 1-2-2 のとおり、著しく偏っていない。なお、すべての学部・研究科等において女性教員の比率が低い状態にある。

基準 1-3 教育研究活動等を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること

【評価結果】 基準 1-3 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

教員は、工学研究院、情報工学研究院及び生命体工学研究科のいずれかに所属し、専門性に応じて学士課程、大学院課程の教育に従事している。

教育に係る責任者として、各学部に学部長、各学府に学府長、生命体工学研究科に研究科長を置いている。

研究に係る責任者として、各研究院に研究院長、生命体工学研究科に研究科長を置いている。

教育活動に係る事項を審議する組織として、各学部に学部教授会、各学府に学府教授会、生命体工学研究科に生命体工学研究科教授会を置いている。各学部の教授会は、工学部については工学部の教育を担当する、工学研究院教授会に所属する専任の教授及び准教授等、情報工学部については情報工学部の教育を担当する、情報工学研究院教授会に所属する専任の教授及び准教授等から構成され、学校教育法第 93 条に規定される事項等を審議している。各学府の教授会は、工学府については工学府の教育を担当する、工学研究院教授会に所属する専任の教授及び准教授等、情報工学府については情報工学府の教育を担当する、情報工学研究院教授会に所属する専任の教授及び准教授等から構成され、学校教育法第 93 条に規定される事項等を審議している。各研究院の教授会は、工学研究院については所属する専任の教授及び准教授等、並びに戸畑キャンパスに勤務する専任の教授及び准教授等、情報工学研究院については所属する専任の教授及び准教授等、並びに飯塚キャンパスに勤務する専任の教授及び准教授等から構成され、学校教育法第 93 条に規定される事項等を審議している。生命体工学研究科の教授会は、所属する専任の教授及び准教授等、並びに若松キャンパスに勤務する専任の教授及び准教授等から構成され、学校教育法第 93 条に規定される事項等を審議している。

各教授会は、令和 2 年度には、別紙様式 1-3-2 のとおり開催されている。

教育研究評議会は、学長、各理事、各副学長、各研究院長、生命体工学研究科長、教養教育院長、各副研究院長及び副生命体工学研究科長、その他学長が指名する者から構成され、教育研究に関する重要事項を全学的見地から審議している。令和 2 年度には、別紙様式 1-3-3 のとおり開催されている。

領域 2 内部質保証に関する基準

基準 2-1 【重点評価項目】内部質保証に係る体制が明確に規定されていること

【評価結果】 基準 2-1 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

機関別内部質保証体制は以下のように整備されている。

学長を最高責任者とし、評価を担当する理事・副学長を統括責任者とする内部質保証体制となっている。教育担当理事・副学長、学生担当理事・副学長、入試担当理事・副学長、施設担当理事・副学長、情報担当理事・副学長をそれぞれの領域における自己点検・評価、改善及び向上活動の責任者としている。この体制における中核的な審議機関は内部質保証推進会議であり、その役割分担は内部質保証に関する規程に明確に定めている。中核的な審議機関である内部質保証推進会議は、内部質保証体制を機能させるために情報を共有する必要がある最高責任者（学長）、統括責任者（評価を担当する理事・副学長）、改善推進責任者（教育担当理事・副学長、学生担当理事・副学長、入試担当理事・副学長、施設担当理事・副学長、情報担当理事・副学長）及び改善実施責任者（工学部長、情報工学部長、工学府長、情報工学研究院長、情報工学府長、生命体工学研究科長）によって構成している。

それぞれの教育研究上の基本組織によって、すべての教育課程の質保証に責任をもつ体制を以下のように整備している。

工学部においては、工学部長を責任者としてその質保証を行っている。

情報工学部においては、情報工学部長を責任者としてその質保証を行っている。

工学府においては、工学府長を責任者としてその質保証を行っている。

情報工学府においては、情報工学府長を責任者としてその質保証を行っている。

生命体工学研究科においては、生命体工学研究科長を責任者としてその質保証を行っている。

施設設備に関する内部質保証体制は、以下のように整備している。

施設設備全般については、施設担当理事・副学長を責任者として施設委員会が、情報設備については、情報担当理事・副学長を責任者として情報基盤機構が、附属図書館については、情報担当理事・副学長を責任者として附属図書館が分担して質保証を行っている。その役割分担は、内部質保証に関する規程によって定められている。

学生支援に関する内部質保証体制は、学生支援全般について、学生担当理事・副学長を責任者として戦略会議が質保証を行っている。その役割分担は、内部質保証に関する規程によって定めている。

学生受入に関する内部質保証体制は、入学者選抜の在り方及び入学者選抜方法等の策定、実施、検証について、入試担当理事・副学長を責任者として高大接続・教育連携機構が、質保証を行っている。その役割分担は、内部質保証に関する規程によって定めている。

基準 2-2 【重点評価項目】内部質保証のための手順が明確に規定されていること

【評価結果】 基準 2-2 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学位授与方針が大学等の目的に則して定められていること、教育課程方針が大学等の目的及び学位授与方針と整合性をもって定められていること、学習成果の達成が授与する学位に相応しい水準になっていることを内部質保証体制において確認する手順は、内部質保証に関する実施要項に定めている。

同様に、すべての教育課程ごとに、基準6-3から基準6-8に照らした判断を行うことを内部質保証に関する実施要項に定めている。

また、施設設備、学生支援、学生受入についても同様に、内部質保証に関する実施要項に定めている。

関係者（学生、卒業（修了）生等）からの意見聴取については、内部質保証に関する実施要項を定め、定期的に実施することとしている。

機関別内部質保証体制において共有、確認された自己点検・評価結果を踏まえた対応措置について検討、立案、提案する手順、承認された対応措置の計画を実施する手順及びその進捗を確認する手順は、すべての場合について、内部質保証に関する実施要項に定めている。

基準2-3 【重点評価項目】内部質保証が有効に機能していること

【評価結果】 基準2-3を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

これまでの様々な評価結果に加えて、大学評価基準に則して自己点検・評価を行って課題点を抽出しており、自己点検・評価とそれに基づく改善及び向上の取組は別紙様式2-3-1のとおり実施され、その多くについて、対応済みあるいは対応中の状況にある。

基準2-4 教育研究上の基本組織の新設や変更等重要な見直しを行うにあたり、大学としての適切性等に関する検証が行われる仕組みを有していること

【評価結果】 基準2-4を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

内部質保証に関する規程において、「教育研究評議会において教育研究に関する重要な事項を審議する場合、最高責任者（学長）は、当該事項が大学の目的等に照らし適切であるか、検証を行う」と定めている。また、内部質保証に関する実施要項においても、「教育研究評議会において教育研究に関する重要な事項を審議する場合は、教育研究評議会での審議の前に、最高責任者（学長）は、当該の事項が大学の目的等に照らし適切であるか、推進会議において検証を行う」と定め、教育研究に関する重要な事項について、教育研究上の基本となる組織の変更等を定義している。

また、教育研究評議会規則において、その他大学の教育研究に関する重要事項については教育研究評議会の審議事項と定めている。

このことから、機関別内部質保証体制により、学部又は研究科その他教育研究上の組織の新設・

改廃等の重要な見直しに関する検証を行う仕組みを有している。

基準 2-5 組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること

【評価結果】 基準 2-5 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

教員の採用及び昇格等にあたって、「教育職員選考委員会の取扱い」について、教育職員選考委員会の標準的手順について、教員の多様なキャリアパスについて及び内部昇任の手続き・運用についての申し合わせ等を定め、書類審査・面接を行い、別紙様式 2-5-1 のとおり教員を採用・昇任させている。

教育職員評価実施規程及び年俸制適用教育職員評価実施規程を策定し、別紙様式 2-5-2 のとおり教員の教育活動、研究活動及びその他の活動に関する評価を継続的に実施している。

教育職員評価実施規程、職員評価等に関する表彰規程及び年俸制適用教育職員の給与に関する規程等に基づき、表彰を実施する、業績給調整額を支給する、若しくは、改善計画書を提出させるなど、別紙様式 2-5-3 のとおり評価結果を反映している。

授業の内容及び方法の改善を図るため、別紙様式 2-5-4 のとおり、新採用教育職員研修、Moodle 及び Web 会議システムの基礎的操作並びにオンライン授業に関するグッドプラクティスの共有をテーマとした遠隔授業に関する研修会、学修自己評価システムのアンケート機能及び達成度評価機能の利用方法をテーマとした F D 研修会等を組織的に実施している。

教育活動を展開するため、別紙様式 2-5-5 のとおり、学務課、工学部事務部、情報工学部事務部、生命体工学研究科事務部、及び教養教育院事務室に教務関係や厚生補導等を担う職員を、戸畑・若松キャンパス技術部及び飯塚キャンパス技術部に教育活動の支援や補助等を行う職員を、情報基盤課に図書館の業務に従事する職員を、各学部、大学院の授業科目に T A 等教育補助者を配置し、活用している。

教育支援者、教育補助者の質の維持・向上のため、別紙様式 2-5-6 のとおり、全国学生相談研修会、技術専門職員・中堅技術職員研修、国立大学図書館協会東海北陸地区助成事業研修会、オープンサイエンス・オープンアクセス地域ワークショップ、T A 研修等を実施し、必要な質の維持、向上を図る取組を組織的に実施している。

領域 3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準

基準 3-1 財務運営が大学等の目的に照らして適切であること

【評価結果】 基準 3-1 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

国立大学法人法等関係法令に基づき、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書並びに監査報告書及び会計監査報告書を作成し、文部科学大臣に提出され、その承認を受けている。

また、別紙様式 3-1-2 のとおり、教育研究活動に必要な予算を配分し、経費を執行している。

基準 3-2 管理運営のための体制が明確に規定され、機能していること

【評価結果】 基準 3-2 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

管理運営のために、役員会、教育研究評議会、経営協議会を設置している。

役員会は、学長、各理事により構成され、中期目標についての意見及び年度計画に関する事項、国立大学法人法により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない事項、予算の作成及び執行並びに決算に関する事項、大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項等を審議している。

経営協議会は、学長、各理事、各研究院長、生命体工学研究科長、役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから、教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命する者により構成され、経営に関する重要事項を審議している。

法令遵守に係る取組及び危機管理に係る取組については、別紙様式 3-2-2 のとおり、体制を整備している。

法令遵守事項については、情報公開、個人情報保護、公益通報者保護、ハラスメント防止、安全保障輸出管理、生命倫理、動物実験があり、それらについて規定し、責任・実施体制を整備している。情報公開、個人情報保護及び公益通報者保護は総務課、ハラスメント防止は人事課及び学務課、安全保障輸出管理は安全保障輸出管理室、生命倫理及び動物実験は研究協力課が責任部署となっている。

危機管理については、防火・防災、情報セキュリティ、研究費等不正使用、研究活動に係る不正行為防止、学生危機対応があり、それらについて規定し、責任・実施体制を整備している。防火・防災は会計課並びに健康支援・安全衛生推進機構安全衛生部門及び環境部門、情報セキュリティは情報基盤機構、研究費等不正使用、研究活動に係る不正行為防止は公的研究費不正使用防止計画推進室、学生危機対応は学務課が責任部署となっている。

基準 3-3 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること

【評価結果】 基準 3-3 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

事務組織規程、事務本部事務分掌細則、工学部事務部事務分掌規程、情報工学部事務部事務分掌規程、生命体工学研究科事務部事務分掌規程及び教養教育院事務室事務分掌規程等に基づき、事務組織を設置している。

別紙様式 3-3-1 のとおり、常勤 121 人、非常勤 93 人を配置している。

基準 3-4 教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者との連携体制が確保され、能力を向上させる取組が実施されていること

【評価結果】 基準 3-4 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

別紙様式 3-4-1 のとおり、教員及び事務職員等が広報戦略室、施設委員会、教育高度化推進機構運営会議、教育企画室、学生支援連絡会、キャリア支援センター連絡会議、高大接続・教育連携機構 A O 部門、国際戦略室、情報基盤機構運営会議、健康支援・安全衛生推進機構総括会議、高大接続・教育連携機構総括会議等の構成員として協働して意思決定に参加している。

管理運営に従事する教職員の能力の質の向上に寄与するため、別紙様式 3-4-2 のとおり、志願して担当業務以外の業務に参画する「ジョブチャレンジ」、「タスクフォース」制度（延べ 217 人参加）、英会話研修や海外研修等の国際化対応力強化のための取組（16 人参加）、ワーク・ライフ・バランスセミナー（31 人参加）等を実施している。

基準 3-5 財務及び管理運営に関する内部統制及び監査の体制が機能していること

【評価結果】 基準 3-5 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

国立大学法人法に基づき、監事 2 人（非常勤）を置いている。監事は、監事監査規程に基づき、監査計画を作成の上、1 事業年度ごとに決算終了後、当該事業年度における事業報告書、決算報告書及び財務諸表等について監査を実施し、学長に報告を行っている。

会計監査人による監査については、文部科学大臣が選任した会計監査人により実施している。

内部監査については、他の部門から独立した監査室が、内部監査規程に基づき、財産の保全及び経営効率の向上を図り業務運営及び会計処理に関する内部監査を行っている。監査室長は、監査計画を作成し、監査終了後は、監査報告書を作成し、学長に報告している。

監事、会計監査人及び監査室は、学長及び理事とディスカッションを開催し、監査内容、結果等について意見交換を行い、情報共有や相互連携を図っている。

基準 3-6 大学の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること

【評価結果】 基準 3-6 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

法令等が公表を求める事項を、別紙様式 3-6-1 のとおり公表している。

領域 4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

基準 4-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること

【評価結果】 基準 4-1 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

戸畑キャンパス（北九州市戸畑区仙水町）、飯塚キャンパス（飯塚市川津）、若松キャンパス（北九州市若松区ひびきの）の3キャンパスを有し、その校地面積は計 527,399 m²、校舎等の施設面積は計 150,465 m²であり、大学設置基準に定められた必要校地・校舎面積以上が確保されている。

各キャンパス等での教育の実施状況については、別紙様式 4-1-1 のとおりであり、夜間において授業を実施している戸畑キャンパス及び飯塚キャンパスにおいては、講義室・演習室・実験実習室等が夜間まで利用可能となっている。

法令が定める附属施設については、別紙様式 4-1-2 のとおり、工学部及び情報工学部に実験・実習工場を設置している。

別紙様式 4-1-3 のとおり、施設・設備の耐震化については、耐震化率は 100%である。バリアフリー化については、車いす対応トイレ、スロープ、エレベーター、自動ドア等を設置するなど、配慮している。安全防犯面については、外灯や防犯カメラを設置するなど、配慮している。

I C T環境については、学内ネットワーク等を整備し、活用している。

附属図書館については、戸畑キャンパスに附属図書館本館、飯塚キャンパスに附属図書館情報工学部分館を設置しており、延面積 7,961 m²、閲覧座席数は 858 席である。原則として 8 時 30 分から 20 時まで開館している。令和 3 年 5 月 1 日現在の蔵書数は、図書 567,884 冊、学術雑誌 10,844 冊、電子ジャーナル 6,456 種である。

自主的学習環境については、別紙様式 4-1-6 のとおり、ラーニングコモンズ、学習室、自習室等が整備され、利用されている。

基準 4-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること

【評価結果】 基準 4-2 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学生の生活、健康、就職等進路に関する相談・助言体制として、学生総合支援室、保健センター、キャリア支援センターを設置し、別紙様式 4-2-1 のとおり対応している。各種ハラスメントに関しては、キャンパス・ハラスメント防止等に関する規則、キャンパス・ハラスメント防止委員会規則及びキャンパス・ハラスメント防止等に関するガイドライン等に基づき、キャンパス・ハラスメント相談員が相談窓口となり、キャンパス・ハラスメント防止委員会と連携しキャンパス・ハラスメントの防止等に関する研修・啓発活動の企画及び実施、並びに相談及び被害の救済等の措置を講じるほか、ハラスメント等に関する相談に対応している。

127 団体が課外活動を行っており、そのための施設として、別紙様式4-2-2のとおり、武道場、弓道場、サークル棟等を整備し、備品貸与等を行っている。

留学生への生活支援等は、チューター制度を整備し、留学生ハンドブックの配布、留学生カウンセリングの実施等、別紙様式4-2-3のとおり体制を整備している。

障害のある学生への生活支援等は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第9条第1項の規定に基づき対応要領を定め、別紙様式4-2-4のとおり、バリアフリーマップの作成及び公開、障害を持つ学生に対するサポート業務を実施する学内ワークスタディ、障害を抱える学生に対する障がい学生相談窓口の設置等を行っている。

学生に対する経済面での援助は、別紙様式4-2-5のとおり、大学独自の奨学金制度のほか、入学料、授業料の免除、寄宿舍の整備等を行っている。

領域5 学生の受入に関する基準

基準5-1 学生受入方針が明確に定められていること

【評価結果】 基準5-1を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学生受入方針については、すべての学部・研究科等において「求める学生像」及び「入学者選抜の基本方針」の双方が明示されている。

基準5-2 学生の受入が適切に実施されていること

【評価結果】 基準5-2を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学生受入方針に沿った学生を確保するために、別紙様式5-2-1のとおり入試を行っている。

実施体制については、高大接続・教育連携機構A O部門を置き、入学者選抜の実施運営に関することを審議している。

選抜区別に、入学時の大学入試センター試験の成績や入学後の前期考査の成績及びストレート卒業率等を分析し、各選抜区分における入学者の特性や問題点等についての調査等を行っている。また、多面的な評価を行う観点から、学校推薦型選抜Iに主体性等の評価や英語の適性検査を追加したり、国際バカロレア入試を、学力検査から国際バカロレアプログラムのコア科目における成果物を評価する内容へと変更したりする等の改善を行っている。

基準5-3 実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること

【評価結果】 基準5-3を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

平成29年度～令和3年度の5年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は、次のとおりである。

[学士課程]

- ・工学部：1.02倍
- ・情報工学部：1.02倍

[博士前期課程]

- ・工学府：1.08倍
- ・情報工学府：1.04倍
- ・生命体工学研究科：1.04倍

[博士後期課程]

- ・工学府：1.24倍

- 情報工学府：1.04 倍
- 生命体工学研究科：0.91 倍

領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

基準 6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること

【評価結果】 基準 6-1 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた国立大学法人等の第 3 期中期目標期間における教育研究の状況の評価（4 年目終了時）の学部・研究科等の教育に関する現況分析結果（以下「現況分析結果」という。）を踏まえ、分析した結果、以下のとおりである。

すべての学部・研究科等において、学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定している。

基準 6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること

【評価結果】 基準 6-2 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた現況分析結果を踏まえ、分析した結果、以下のとおりである。

すべての学部・研究科等において、教育課程方針に学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示しており、教育課程方針が学位授与方針と整合性を有している。

基準 6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること

【評価結果】 基準 6-3 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた現況分析結果を踏まえ、分析した結果、以下のとおりである。

すべての学部・研究科等において、教育課程の編成が、体系的性を有しており、授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっている。

他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定においては、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めている。

大学院課程のすべての研究科等において、学位論文の作成等に係る指導に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしている。なお、すべての研究科等において、自己評価書提出時点では研究指導計画を作成する手順が明文化されていなかったが、令和 3 年 11 月までに学則等において定めている。

基準 6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること

【評価結果】 基準 6-4 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた現況分析結果を踏まえ、分析した結果、以下のとおりである。

大学として、1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっており、すべての学部・研究科等において、各科目の授業期間が原則として10週又は15週にわたるものとなっている。

すべての学部・研究科等の授業科目において、適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対してシラバスによって明示されている。

すべての学部・研究科等において、教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当している。

基準 6-5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること

【評価結果】 基準 6-5 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた現況分析結果を踏まえ、分析した結果、以下のとおりである。

すべての学部・研究科等において、次のとおり履修指導、支援を行っている。

学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言を行っている。

学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援を行っている。

社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施している。

障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えている。

基準 6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること

【評価結果】 基準 6-6 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた現況分析結果を踏まえ、分析した結果、以下のとおりである。

成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、大学として策定し、学生に周知している。

すべての学部・研究科等において、成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認している。

すべての学部・研究科等において、成績に対する異議申立て制度を組織的に設けている。なお、すべての学部・研究科等において、自己評価書提出時点では、成績に関する異議を受け付ける適切

な窓口が組織的に設けられていなかったが、令和3年11月までに成績評価に対する確認及び異議申立てに関する要項において定めている。

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業（修了）判定が実施されていること

【評価結果】 基準6-7を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた現況分析結果を踏まえ、分析した結果、以下のとおりである。

すべての学部・研究科等において、大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業（修了）要件を組織的に策定し、学生に周知している。

大学院教育課程の各研究科等においては、学位論文審査基準を組織として策定し、学生に周知している。

すべての学部・研究科等における卒業（修了）の認定を、策定した要件に則して組織的に実施している。

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること

【評価結果】 基準6-8を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた現況分析結果を踏まえ、分析した結果、以下のとおりである。

過去5年における標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率は、別紙様式6-8-1のとおり、就職及び進学の様子は、別紙様式6-8-2のとおりであり、すべての学部・研究科等について、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にある。